

上市町義務教育学校整備事業
事業契約書（案）
（実施設計業務、1期建設業務、維持管理及び運営業務）

上市町（以下「町」という。）と【●●●●】（以下「事業者」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、本事業契約書の条件のほか、上市町義務教育学校整備事業事業契約約款（以下「約款」という。）の定めるところにより、公正な契約を締結するものとする。

（総則）

第1条 町及び事業者双方は、本事業契約書及び約款（以下「本事業契約」という。）と信義に従って誠実に履行しなければならない。

（契約の概要）

第2条 本事業契約の要項は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 事業名 | 上市町義務教育学校整備事業 |
| (2) 事業場所 | 富山県中新川郡上市町稗田1 |
| (3) 事業期間 | 事業契約締結日～令和29年3月末日 |
| (4) 業務期間 | 事業契約締結日～令和29年3月末日 |
| (5) 契約代金額 | 金【●●●●●●●●】円
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税相当額【●●●●】円)
ただし、上記金額に、約款に定める方法による物価変動及び食数変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額とし、その内訳金額は約款に定めるところによる。 |
| (6) 支払い方法 | 約款第62条に定めるところによる。 |
| (7) 契約保証金 | 約款第38条及び第61条に定めるところによる。 |

（契約の効力）

第3条 本事業契約は、上市町議会において契約議案の可決が得られるまでの仮契約とし、当該可決が得られた後にこの仮契約と同一条件の本契約を締結する。ただし、当該可決が得られなかった場合は、仮契約を無効とし、かつ、この場合において事業者がこのことにより損害を生じた場合においても、町は一切その賠償の責に任じない。

本事業契約の締結を証するため、本書2通を作成し、町及び事業者記名押印の上各々1部を保有する。

令和●年●月●日

町 富山県中新川郡上市町法音寺 1 番地

上市町長 印

事業者 住所
氏名

(代表者名) 印